

○羽村・瑞穂地区学校給食組合センター職員の提案に関する規程

平成 28 年 6 月 10 日規程第 1 号

最終改正 平成 30 年 12 月 28 日規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の提案に関し必要な事項を定め、職員の自発的な提案により活力ある給食センター運営を図ることを目的とする。

(提案の要件)

第 2 条 提案は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、既に実施されているもの又はこれに類したものは除外する。

- (1) 業務能率の増進、経費の節約、食育の推進等、給食業務の改善に関すること。
- (2) その他羽村・瑞穂地区学校給食センターの発展に関すること。

(提案の時期及び種類)

第 3 条 管理者は、毎年期間を定めて提案を募集するものとする。

- 2 管理者は、職員に課題を示し、提案を求めることができる。

(職員の責務)

第 4 条 職員は提案について積極的に取り組み、業務能率の向上に努めるものとする。

(提案の手続)

第 5 条 提案を行おうとする職員は、職員提案書に必要事項を記入し、職員係長に提出するものとする。

- 2 提案は、個人又は共同でこれを行うことができる。

(審査会)

第 6 条 職員の提案について審査をするため、羽村・瑞穂地区学校給食センター職員の提案に関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、次の者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 委員

- 3 委員長は教育長とし、委員は管理職の職にある者をもって充てる。

- 4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審査会は、委員長が招集する。
- 7 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(提案の審査及び決定)

第7条 提案は、別に定める審査基準及び審査における留意事項に基づき、審査会において審査するものとする。

- 2 管理者は、審査会の報告に基づき、次の褒賞区分に該当する提案を決定するものとする。

褒賞区分	記念品
最優秀賞	3万円分の図書券
優秀賞	2万円分の図書券
優良賞	1万円分の図書券
努力賞	3千円分の図書券

(提案の表彰)

第8条 管理者は、前条第2項に規定する褒賞区分に該当する提案（以下「褒賞提案」という。）として決定したときは、当該提案者を表彰するものとする。

- 2 管理者は、前項の表彰にあたり、当該提案者に前条第2項の規定に定める記念品等を授与するものとする。

(公表)

第9条 管理者は、褒賞提案として決定したときは、提案者の氏名及び提案の内容を公表するものとする。

(提案の実施等)

第10条 管理者は、優良賞以上の区分に決定した提案の実施について、所長に対し検討を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により検討を指示された所長は、提案内容の早期実施に向けて検討を行うものとする。

(権利)

第11条 提案の内容に関する権利は、原則として羽村・瑞穂地区学校給食セン

ターに属する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年12月28日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。